

次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）に対して出された意見・情報 とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成26年12月22日（月）から平成27年1月21日（水）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、15人・団体の方から、123件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数
第1章 計画の策定について	
1 計画策定の趣旨	3件
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 児童虐待をめぐる現状	
1 滋賀県の現状	2件
2 国の動向や社会情勢の変化	1件
第3章 児童虐待をめぐる課題	
1 子ども家庭相談機能の強化	7件
2 家庭的な子どもの養育環境の充実	
3 子どもの自立支援の強化	2件
4 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進	
第4章 計画の基本理念	4件
第5章 具体的施策の推進	
行動目標Ⅰ 児童虐待の未然防止	15件
行動目標Ⅱ 児童虐待の早期発見・早期対応	5件
行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア	4件
行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	2件
行動目標Ⅴ 子ども家庭相談体制の機能強化と市町・関係機関との連携の強化	12件
行動目標Ⅵ 児童虐待の視点を持った配偶者からの暴力（DV）の防止	
第6章 計画の推進に向けて	4件
その他	20件
考え方を示した意見・情報 合計	81件
上記各項目と同一内容の意見・情報	42件
合 計	123件

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第1章 計画の策定について			
1 計画策定の趣旨			
1	1	「児童虐待は増加」を「児童虐待相談件数は増加」に変更されたい。科学的根拠はないと思われる。	児童虐待相談件数の増加を表したものであり、次のとおり修正します。 【修正前】 「児童虐待は増加」 【修正後】 「児童虐待相談件数は増加」
2	1 2	計画策定の趣旨において、「子どもの権利擁護」という表記が抜けている。「…世代にまで影響をおよぼすことから、子どもの権利擁護の観点に立つて…」に改められたい。 平成20年の児童虐待防止法改正で「権利擁護」の視点が盛り込まれたことを受けて、現計画と同様今回の計画にも明記するべきではないか。	「計画策定の趣旨」の中で「児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害」すること、「子どもの権利を守る」こと等子どもの権利擁護の視点を明記しておりますが、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…次世代まで影響を及ぼすという視点から、子どもが…」 【修正後】 「…次世代まで影響を及ぼすことから、子どもの権利擁護の観点に立つて、子どもが…」
3	2	誤字があるので修正されたい。 (誤)保証 (正)保障	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 保証 【修正後】 保障
第2章 児童虐待をめぐる現状			
1 滋賀県の現状			
4	3	統計の公表数値を全て載せる必要はない。施策に必要なものや、課題の明確化につながるようにまとめられないか。 里親委託率や子どもの自立支援のための進学率など、これから県が目指すであろう施策のための統計をあげた方がよい。	統計の公表数値については、県の現状を把握するため示しているもので、原案どおりとします。 また、ご意見を踏まえ、次のとおりデータを追記します。 【追記】 里親委託率 入所児童等の就職および進学の率
5	12	虐待相談受付件数が増加しているのに、「立ち入り調査、入所措置、強制入所措置の数」が増えていなかったり減っていたりするのなぜか。その答えになるような説明もほしい。	児童虐待相談件数の増加は、児童虐待に対する社会全体の関心が高まっていることも背景にあると考えられますが、立ち入り調査や強制入所措置などの子ども家庭相談センターの法的権限行使が必要な重篤事例の数に、直接結びつくものではないと考えています。
2 国の動きや社会情勢の変化			
6	14	「国の動向や社会情勢の変化」の国通知を丁寧に書かなくてもよいと思う。県の計画であり、国の情報はおおまかな内容がわかれば十分でないか。 滋賀県が取り組んできた滋賀らしさ(特徴)を現状に記載してはどうか。	国の通知については、制度改革などの現状把握に必要な情報の概要を記載しています。また、県の現状については、これまでの県と市町の児童虐待相談件数の推移等を丁寧に記載するとともに、オレンジリボンキャンペーン等の取組により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加している側面のあることも併せて記載しており、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第3章 児童虐待をめぐる課題			
1 子ども家庭相談機能の強化			
7	17	「児童虐待は増加」を「児童虐待相談件数は増加」に変更されたい。虐待が増加している根拠はないと思われる。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「増加を続け…」 【修正後】 「相談件数が増加を続け…」
8	17	最初に計画を策定してから8年の振り返りを踏まえた現状、課題の整理が必要である。 第3章の課題整理は、子ども家庭相談センターにおける課題が中心で、「未然防止」や「早期発見・早期対応」について、第5章の具体的施策との関係がわかりにくい。 第3章でまとめるよりも第5章の具体的施策の中で課題整理するほうが分かりやすいのではないか。	児童虐待の現状については、取組状況について児童虐待相談件数の推移などの統計データにより把握するとともに国の動向や社会の情勢の変化も踏まえ課題整理を行っています。その上で、今後の5年間を見据えて、第3章で課題の全体像を示しており、原案どおりとします。
9	17	「子ども家庭相談機能の強化」の中に、子ども家庭相談センターだけでなく、まず市町の体制強化、専門性の確保を記述されたい。 児童家庭相談の第一義的な窓口であり、通告受理機関でもある市町については、これまでから県や県の要保護児童対策連絡協議会で、体制強化、専門性を求めており、まず一番の課題としてあげる必要がある。	本計画は、県計画として県の施策の方向性や具体的取組を示すもので、その観点から課題を取りまとめています。そのため、県全体の子ども家庭相談体制の充実に向けて、「量的に増加し、質的に困難化する児童虐待への対応に苦慮している」市町と役割分担しつつ、子ども家庭相談センターが助言と後方支援を行うことが課題であると整理しており、原案どおりとします。
10	17	「市町は質的にも量的にも苦慮している」といった漠然とした状況ではなく、より具体的な方策を求めている。児相メインのワークの中で、市町に助言したり後方支援したりしていく、という印象だが、現在は要対協の事務局としてもまた直接ケースワークにしても、市町の担う役割は大きいと思う。	
11	17	市町に次いで保健医療・福祉・教育機関との連携の記載がない。また、全体的に意味が分からない。	複雑化・困難化する児童虐待に対応するため、多くの専門機関との協働が必要である趣旨で記載しています。 ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…保健医療機関、…」 【修正後】 「…保健医療機関、福祉機関、教育機関、…」
12	17	「児童」の表記を「子ども」に修正されたい。県が示す統一表記に統一されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…児童へのケアや…」 【修正後】 「…子どもへのケアや…」
13	17	担当ケースワーカーが不在で、バックアップ体制の構築も難しい状況があると聞く。年間の「担当ケースワーカーが不在で電話連絡等の待機時間が累計何時間生じていたか」「市町のケース会議等への担当ケースワーカーの出席可能日が何日先になっているのか」検証を行い、人員体制の数値目標を計画に掲げる必要はないか。	子ども家庭相談センターの機能強化については、人材確保と育成が大切であると考えております。そのため、人員の配置だけでなく、援助技術の向上や関係機関との連携など、多様な方策で総合的に取り組んでいく必要があるため、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
3 子どもの自立支援の強化			
14	18	進学こそが大事な自立支援であることから「就職」を「進学、就労」に、「社会人」を「学生人、社会人」に修正する必要がある。	進学、就職を問わず、自立して生活していけるよう支援することが大切であると考えます。ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…住居や、就職等…」 【修正後】 「…住居や進学、就職等…」
15	18	「児童養護施設等」の具体種別で、「乳児院」「障害児入所施設」を対象にする。 県内の施設のすべての子どもの自立支援や家庭復帰を考える必要がある。	入所児童が全て措置児童である施設を「児童養護施設等」としています。利用契約による入所もある障害児入所施設については、ご意見を踏まえ、「行動目標Ⅲ」で記載している「施設における子どものケアの充実・強化」の内容を、次のとおり修正します。 【修正前】 児童養護施設等(児童養護施設、…) 「…障害児入所施設における支援の充実に努めます。」 【修正後】 児童養護施設等(乳児院、児童養護施設、…) 「…障害児入所施設における自立支援や権利擁護等の支援の充実に努めます。」
第4章 計画の基本理念			
16	20	「子どもの権利擁護の観点」の表記が抜けている。平成20年の児童虐待防止法改正で「権利擁護」の視点が盛り込まれたことを受けて、現計画と同様今回の計画にも明記すべき。	「計画の基本理念」の中で「児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害」すること、児童虐待防止に取り組み、「子どもの人権が尊重され、安全に安心して育て行ける社会の実現」を目指すこと等子どもの権利擁護の視点を明記しておりますが、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもが…」 【修正後】 「…児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが…」
17	20	「県や市町、関係機関は、それぞれの役割を果たし……。」を「県や市町、関係機関、民間団体、県民がそれぞれの役割を果たし……。」に改める。 「未然防止から早期発見・早期対応」の後に、「子どもの保護・ケア、親子の修復、子どもの自立支援まで切れ目のない」と追加されたい。 ○の三つ目に、「子どもの自立支援まで」の記載が必要。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「県や市町、子どもに関わる関係機関は、それぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等切れ目のない支援を行うとともに…」 【修正後】 「県や市町、子どもに関わる関係機関、県民がそれぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの切れ目のない支援を行うとともに…」
18	20	県民と民間団体の位置づけを明確にし、「県や市町、子どもに関わる関係機関、民間団体、県民が連携して、それぞれの役割を果たし、児童虐待の早期発見・早期対応等切れ目のない支援を行う」に修正されたい。	
19	20	基本理念には、この計画のスローガン(モットー)的なものをあげることで、県民へのわかりやすいメッセージとなる。	県民の皆さんの、本計画の基本理念のご理解が深まるよう、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第5章 具体的施策の推進			
行動目標Ⅰ 児童虐待の未然防止			
20	21	行動目標ⅥのDV防止の柱立に違和感がある。未然防止から自立支援の流れで柱立をすることが自然ではないか。	DVは子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れがあることから、施策に取り組む上で、重要な事項として柱を立てる必要があると考えていますので、原案どおりとします。
21	21	「子どもや保護者が必要な子育て支援」を「子どもの育ちや保護者の子育て支援」に修正されたい。「子どもや保護者が必要な子育て支援」では意味がわからない。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「子どもや保護者が必要な子育て支援」 【修正後】 「子どもや保護者が必要な支援」
22	21	計画の推進母体である協議会が開催できていないことを踏まえ、市町の要保護児童対策地域協議会と同様、年2回など、開催回数を明記して積極的に取り組む姿勢が求められる。	児童虐待の防止のために関係機関の連携強化を図ることは大切であると考えており、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
23	21	社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成は未然防止、早期発見の観点からとても大切なことである。より効果的な啓発活動をしていくために、県民のオレンジリボンの認知度調査や、意識調査実施をこの計画のなかに盛り込めないか。	県民の皆さんとともに、未然防止や早期発見に向けた意識醸成に取り組むことは大切なことであると認識しています。ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。
24	21	本文4行目の「団体」を「民間団体」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…市町、関係機関・団体、企業などと…」 【修正後】 「…市町、関係機関、民間団体、企業などと…」
25	22	児童委員は個人であるので「機関」を「機関(者)」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 機関 【修正後】 機関(者)
26	22	行政と民間(キャブネスやCFRびわこ等)との連携は年々重要になってきていることを踏まえ、もっと具体的に県としての積極的な姿勢を示してほしい。また、「びわ湖一周オレンジリボンたすきリレーを実施する民間団体への支援」について明記してほしい。 具体的に協働している取り組みについてもっと記述できると思う。	社会全体で児童虐待の防止に取り組む機運醸成にあたって、行政と民間が協働していくことが大切であると認識しています。ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。
27	22	民間団体が参加した(仮称)オレンジリボン協議会を立ち上げ、寄付金を募り民間でできること、行政と民間との協働、民間と民間との協働の取組を検討してはどうか。(滋賀らしさ) 虐待に特化した民間団体だけでなく、子育て支援、青少年健全育成の民間団体、里親、施設、企業等も含めてオレンジリボン活動に参加する全ての民間団体(企業)に虐待防止の新たな役割として位置づけることで、県民運動としてさらに高まることが期待できる。また、寄付金制度も導入して恒久的にオレンジリボン活動ができる仕組みを検討してはどうか。	
28	22	子どもを第一に考えるなら、「(2)未然防止に有効な子育て支援の充実」と「(3)子ども自らの人権意識の向上」の項目は逆にする。前回の計画もそのような趣旨での順番になっている。	「県民意識の醸成」、「子育て支援の充実」、「子ども自らの人権意識の向上」の、いずれも重要な取組であると考えて記載しており、順位づけしているものではないため、原案のとおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
29	22	「地域における子育て支援の推進」に「淡海子ども・若者プランに基づき地域における子育て支援を推進します。」の文言が抜けている。 全般的な子育て支援は淡海子ども若者プランに記載されており、総括的な表現として前回計画の項目は残しておく必要がある。	本計画は「淡海子ども・若者プラン」を推進するための実施計画と位置付けており、全ての施策が同プランに基づくものであることから、原案どおりとします。
30	22	「(3)子ども自らの人権意識の向上」を「子どもの育ちに対する支援」に修正されたい。 一般的に県民に「子どもの人権を守ろう」とは言うが、子どもに対して「子ども自らの人権意識の向上」という言葉の使い方に違和感を感じる。前回の計画と同じ表現でいいのではないか。	子どもの人権を守るとともに、子どもが自らが人権意識を持って、それを向上させることが重要であると考えますので、原案どおりとします。
31	22	一時預かり事業については県の強力な支援が望まれる。 発達障害、またはその疑いのある子どもの場合、一時預かりの体制が万全でないためほとんど断られてしまう。乳幼児期において障害受容がまだ難しい保護者にとって、育てにくさが虐待に結びついてしまうことは言うまでもない。 未然防止の観点にたち、どの子も平等な支援が受けられるような対策を県は積極的に構想してほしい。	一時預かり事業は子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、各市町では子育て家庭へのニーズ調査結果を踏まえた計画を策定し、事業を質と量の両面から充実することとしており、県として市町を支援していくことを明記しています。 また、子どもの育てにくさが児童虐待につながるおそれのあるケースについては、医療機関と連携した情報共有や、要保護児童対策地域協議会での連携した支援により、早期発見・早期対応に取り組んでまいります。
32	22	(2)NPOは民間団体でよい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「NPOや住民等が連携し、…」 【修正後】 「民間団体や住民等が連携し、…」
33	23	小・中・高校用の学習プログラムDVDを県は作成しており、このDVDを活用して研修や出前講座などで、積極的に普及啓発することを明記する必要がある。	学校等で子どもに対して、児童虐待防止に関する学習・啓発を行うことは大切であると認識しています。ご意見も参考にしながら施策に取り組みたいと考えており、原案どおりとします。
34	23	将来の滋賀の児童福祉の担い手(児童福祉司、児童心理司、保育士、児童指導員等)となってもらうために、児童虐待防止の出前講座、オレンジリボン啓発への参加を呼びかけ、高校生から児童福祉への関心を持ってもらえるような取り組みを検討してはどうか。滋賀の児童福祉の担い手は喫緊の課題である。	児童福祉司や児童心理司等の児童福祉を担う人材の確保は重要な課題と考えており、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
行動目標Ⅱ 児童虐待の早期発見・早期対応			
35	24	具体的な取組で学校の役割が記載されており、「施策の方向性」の「保健・医療・福祉等」に「教育機関」も加えてほしい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「保健・医療・福祉等の子どもに…」 【修正後】 「保健・医療・福祉・教育等の子どもに…」
36	24	市町では初動の際の情報収集などを担うことも多く、情報がつかめないと先に進めないケースも多い。医療機関などからの情報提供については、スムーズに出来ている機関もあるが、まだまだ情報共有が難しいケースが多い。関係医療機関に浸透する必要がある。	医療機関から市町への情報提供は重要と考えており、「要支援家庭に関する医療機関から市町への情報提供について」に明記しています。 ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
37	25	事業の主体は市町であるため、「体制確保を図ります。」ではなく、「体制確保を働きかける。」と修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「体制の確保を図ります。」 【修正後】 「体制の確保を支援します。」

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
38	26	「支援します」を「働きかける」に修正されたい。	事業の実施主体は市町であり、県は市町の主体的な取組を支援しようとするもので、原案どおりとします。
39	26	「精神障害など保護者への支援」の項で要支援家庭の保護者に障害がある場合の市町との連携で、「必要に応じて」との文言は不要でないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…問題がある場合などに、必要に応じて、市町と連携し…」 【修正後】 「…問題がある場合などに、市町と連携し…」
行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア			
40	27	「措置を要する要保護児童の受入体制の整備」について。要保護児童を里親で迅速に受けてもらえるよう、里親の確保を。また、里親を支援するため、人材の育成を行ってほしい。児童養護施設に里親支援専門相談員を設置することが望ましい。	里親の確保と里親への支援はともに重要であることから計画に明記し、数値目標として「養育里親登録数」を定めています。 ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
41	27	「適時に保護できるよう、一時保護所の機能強化を図ります。」とあるが、現状でも保護を見合わせるケースがあると聞く。年間の「要保護児童の件数」「一時保護を検討したが見合わせざるを得なかった件数」「虐待件数の増加率」を検証し、具体的な数値目標に定める必要はないか。	一時保護については、それぞれのケースの状況に応じて必要な保護を行っており、一時保護児童も含めた、保護を要する児童全体の安心・安全の確保を目指して、「措置を要する要保護児童の受入れ可能数」を数値目標に設定していることから、原案どおりとします。
42	28 29	「子どもの権利擁護」の中で、「児童養護施設等」の具体種別に「障害児入所施設」を加えることで、「障害児施設」についての記述は必要なくなる。 県立の障害児入所施設で発生する施設内虐待の問題について、児童福祉法に基づき県全体として対応すべき。縦割り行政の狭間に陥って支援の対象外になってしまわないように、子ども青少年局が対応した方が子どもの権利が護られると思う。	入所児童が全て措置児童である施設を「児童養護施設等」としています。利用契約による入所もある障害児入所施設については、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…障害児入所施設における支援の充実に努めます。」 【修正後】 「…障害児入所施設における自立支援や権利擁護等の支援の充実に努めます。」
43	29	「所在する地元の小・中学校と連携を図り…」については前回と同じ内容である。自立支援として進学を目指すなら、大学との提携を検討してはどうか。滋賀らしさ。 県が京都府や滋賀県の大学との協定を結び、学生による学習ボランティア登録制度を導入することで、大学進学を目指す子どもたちの自立支援につなげる。その結果、進学率もあがるのが期待される。	児童養護施設等に入所している子どもへの学習支援は大切なことであると考えており、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援			
44	32	市町の要保護児童対策地域協議会と市町はイコールではないので、「市町の要保護児童対策地域協議会との連携」を「市町との連携および要保護児童対策地域協議会の活用」と修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ○ 市町の要保護児童対策地域協議会との連携 「…市町の要保護児童対策地域協議会と連携します。」 【修正後】 ○ 市町、市町の要保護児童対策地域協議会との連携 「…市町、市町の要保護児童対策地域協議会と連携します。」
45	32	進学こそ自立支援に向けての課題であることから「就労」を「進学、就労」とする必要がある。	進学、就職を問わず、自立して生活していけるよう支援することが大切であり、就労や社会生活面を支援する仕組みづくりや、大学進学等自立生活支度費等をそれぞれ記載しており、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
行動目標Ⅴ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化			
46	34	「また、…情報整理を行います。」では、情報整理で終わってしまうと捉えられる可能性あり。その上の文書のように「各センター間で情報共有を行う」という文書の挿入が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…情報整理を行います。」 【修正後】 「…情報整理を行い、各センター間で情報共有を行います。」
47	34	子ども家庭相談センターに配置されている保健師の活用も記載した方がよいのではないかと。 警察から出向の児童福祉司配置による県警との連携強化も記載した方がよいのではないかと。 逆に、今記載のセンターの内容は細かすぎて読めない。県民向けの計画であるならば、全て書く必要はなく、おおまかな内容に絞ってはどうか。	「組織体制の強化」で保健師の配置を、また「計画推進の体制」で警察との連携を記載しています。 子ども家庭相談センターの機能強化については、そのために必要な、「新たな子ども家庭相談センターの設置」や「人材の確保と育成」「市町との緊密な連携と情報共有」等を記載しており、原案どおりとします。
48	34	児相が虐待対応ワークの中心を担うと受け止められる内容だが、それは事実と異なっている。 市町の機能の充実については、もちろん市町において努力することだとは思いますが、県から県民に向けての計画という意味では、市町の機能についてももう少し具体的に表現してほしい。	本計画は、県計画として県の施策の方向性や具体的取組を示すもので、その観点から課題を取りまとめています。そのため、県全体の子ども家庭相談体制の充実に向けて、市町と役割分担しつつ、子ども家庭相談センターが助言と後方支援を行うことが課題であると整理しており、原案どおりとします。
49	35	「人材の確保」は子ども家庭相談センターではなく、子ども青少年局が主体的に取り組んだ方がよいのではないかと。 「人材の確保」は県庁、「人材育成」は子ども家庭相談センターと一緒に汗を書いたほうが良いと思う。学生相手なので十分に対応できる。	子ども家庭相談センターの機能強化の取組について記載しているもので、人材の確保等の実施にあたっては、県としてしっかりと取り組んでまいります。
50	36	市町のスーパーバイザーの活用として数値目標にあげることはよいと思うが、スーパーバイザーの担い手も課題であろうことから、児相OB職員等の人材活用も合わせて記載した方がよいのではないかと。	ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。
51	37	「48時間以内」を「遅くとも48時間以内」とすべき。 前回の計画の考え方を踏襲すべき。「遅くとも」を削除することでトーンダウンしたように見える。	国の児童相談所運営指針の記載に基づき記載しており、また、「速やかに対応」することを、あわせて明記しており、原案どおりとします。
52	39	法的対応の強化について、法的権限を行使する時だけでなく、ケースの相談をする時もあるため、ケースマネジメントとして役割があることを追記してほしい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…適時適切に行使するために、家庭裁判所への…」 【修正後】 「…適時適切に行使するため、個別ケースについて、ケースマネジメントアドバイザーである弁護士から助言を得るとともに、家庭裁判所への…」
53	40	一義的な「市町の役割」があり、「県の役割」があり、「市町と県の連携」があると思われるので、項目の組立てをそのように修正してほしい。原案の内容だと子ども家庭相談センターが虐待対応を第一に担っているような内容となっている。市町が一義的に虐待対応を担っている現状を踏まえた項目立てをし、順位づけもすべき。そして、市町の最大の課題である「職員の体制強化と専門性」の確保も計画にうたってほしい。	本計画は、県計画として県の施策の方向性や具体的取組を示すもので、その観点から課題を取りまとめています。そのため、県全体の子ども家庭相談体制の充実に向けて、市町と役割分担しつつ、子ども家庭相談センターが助言と後方支援を行うことが課題であると整理しており、原案どおりとします。
54	40	個人参加ではなく組織参加であるため、「市町の相談員」は「市町」とされたい。	市町相談員の資質向上を支援する趣旨であり、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
55	40	先進的な取り組みは県内だけでなく、研修の機会を通して、県外も含めて周知したほうがいい。	県内の先進的な取組状況について情報共有し、市町の体制強化や援助技術の向上を支援するものです。
56	43	子ども家庭相談センターを取り巻く関係機関として、いきなり、「施設・里親支援」、「新規里親の開拓」があがっているが、施設入所(里親委託)後の連携であることから、28頁の児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備の中で、整理したほうがわかりやすい。記載場所の再検討を。	子ども家庭相談センターの機能強化の中で、施設措置や里親委託した児童への、自立を見据えた継続的な支援を充実させる趣旨で記載しているものであり、原案どおりとします。
57	44	性的虐待専門機関や児童家庭支援センター、家庭裁判所、地方検察庁など子ども家庭相談センターが関わる極めてシビアな関係機関が並んでいることに、とても違和感がある。「児童発達支援センター」が唐突すぎる。 県民向けの計画であるならば、相談元の多い、福祉、保健、医療、教育に関する関係機関がまず先ではないか。	子ども家庭相談センターの機能強化の中で、複雑化、困難化する児童虐待事例に専門的知見を持って対応するため、今後連携を強化すべき専門機関を記載しているものであり、原案どおりとします。
第6章 計画の推進に向けて			
58	47	「保健・医療機関」を「保健・福祉・教育」と修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「保健・医療機関…」 【修正後】 「保健・医療機関・福祉・教育…」
59	47	(3)関係機関の役割と(4)県民の役割の間に、民間団体の役割を新たに追加してほしい。 虐待に特化した民間団体だけでなく、子育て支援、青少年健全育成、里親、施設、企業等も含めて、子どもにかかるすべての民間団体が虐待防止の役割を担うことができると期待できる。	ご意見を踏まえ、「(4)県民の役割」の内容を、次のとおり修正します。 【修正前】 「…課題としてとらえ、児童虐待の未然防止…」 【修正後】 「…課題としてとらえ、県民、民間団体、企業等が、児童虐待の未然防止…」
60	47	「次の世代にまで引き継がれるものであり…」を「次の世代にまで引き継がれるおそれがあり…」に修正されたい。計画策定の趣旨の表現と整合させる。 また、同様に「最も重大な権利侵害」を「最も著しい権利侵害」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「引き継がれるものであり…」 「最も重大な権利侵害」 【修正後】 「引き継がれるおそれがあり…」 「最も著しい権利侵害」
61	48	関係機関との連携は(3)で記載されている。むしろ、県は計画の周知とあわせて、各事業の取り組みを積極的に広報啓発していくことを明記した方がいいのではないか。(滋賀らしさ) 計画の周知、事業の取り組みについて、現在は県HPはほとんど更新されておらず新しい内容を知ることはできない。県のHPやFB、マスメディアを積極的に活用していく発信していく必要があると思う。	児童虐待防止の取組を広報啓発することは大切であると認識しております。ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。
その他			
62	行動目標	計画案の柱立てに違和感がある。 子ども家庭相談センターや市町の取組を「早期発見・早期対応」に組入れ、行動目標を現行計画と同じ柱立てにした方が分かりやすく、現行計画の柱立てに戻すべき。 また、DVIについて行動目標として柱立てをする必要はないと思う。	本計画は、淡海子ども・若者プラン推進のための実施計画と位置付けており、同プランの柱立てと整合性を取って、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの支援の流れに沿った行動目標を掲げています。 また、DVIは子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れがあることから、施策に取り組む上で、重要な事項として柱を立てる必要があると考えていますので、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
63	数値目標	数値目標に「所在不明の児童」の把握も入れてほしい。	「居住実態が不明な児童」への対応については本計画において新たに、具体的な取組に明記したものであり、今後、子ども家庭相談センターと市町が連携して虐待発生とその深刻化の予防に向けた取組を進めることとしており、原案どおりとします。
64	数値目標	「中学校区に1家庭以上の里親登録」を、数値目標に入れるべきではないか。	数値目標として「養育里親登録数」を掲げていますが、これはご意見のとおり、中学校区に一人の里親登録を踏まえたものであり、原案どおりとします。
65	数値目標	ショートステイの実施市町数が、前回「5市町→全市町」と掲げられていて、まだ達成されていないのに、今回継続されていない。 市町ショートステイ事業を推進するために、「子どもと家族を守る家の数」を数値目標としてはどうか。(滋賀らしさ)	子育て短期支援事業(ショートステイ)については、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、各市町の事業計画の利用人数に変更し、引き続き数値目標とするもので、原案どおりとします。
66	数値目標	「里親登録数」や「家庭的養護の比率」を数値目標とする。	何らかの事情で家庭で暮らせない子どもたちに、一般家庭と同じような養育環境を提供することが大切であることから「養育里親登録数」を数値目標に掲げており、原案どおりとします。
67	数値目標	前回の計画であげられていた、「①啓発事業の実施市町」、「②児童相談業務担当者配置・③調整機関担当者配置の全市町」は削除すべきではない。 ①は首長への意識付けとして据え置き、②③は複数配置に拡大してはどうか。(滋賀らしさ) 計画の周知、事業の取り組みについて、現在は県HPはほとんど更新されておらず新しい内容を知ることはできない。県のHPやFB、マスメディアを積極的に活用していく発信していく必要があると思う。 配置されても、行政は人事異動や退職で人の異動が激しいところ。最初から資格を取りなおす必要がある。 むしろ相談件数が2倍増えており、複数配置の指標を掲げてもいいのではないかと。 いずれにしても、市町の配置職員は絶対数が足りておらず、首長が啓発に参加する意識づけも含め、市町の最低限の「掟」として守るべきこととして、これらの目標数値はしっかり残す必要がある。県が率先して削除しては危険である。	ご意見いただいた数値目標は概ね達成しています。 新たな目標値に、援助に携わる職員の資質向上を支援するための「児童虐待等関係職員研修の市町職員受講者数」や、援助の質の向上のための「スーパーバイザー派遣事業を利用している市町数」などを掲げるなどして、市町による支援体制の充実を目指しています。 また、計画の周知等につきましては、ご意見を参考に施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。
68	数値目標	「大学・専門学校の進学率」、「児童養護施設等の高校進学率」を数値目標にされたい。 特に、大学進学率は子どもの自立支援の一番の目玉である。全国的にも施設20%、一般家庭70%と言われ、施設の子どもの進学が大変難しく、やむなく就職に進むケースになっており、県として、指標を出し、一般家庭に近づける努力をすべきかと思う。 進学率+就職率100%ならほぼ現状ベースであり、自立支援として目指す新たな指標をお願いしたい。	施設や里親のもとで暮らす子どもの自立支援は大切なことであると考えており、現在88.6%の進学・就職率を100%にするという数値目標を設定し、中学を卒業する児童と18歳に到達する児童の進路の確保を目指しているものであり、原案どおりとします。
69	数値目標	各市町子ども子育て支援事業計画の合計が目標値(利用者数)ということか。 前回の計画では目標値が市町数や箇所だったが、今回は各市町の計画との整合性から利用者数になったと思われるが、各市町の達成の状況が分かりにくいように思う。	概ね達成された数値目標を改めるとともに、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、各市町の事業計画の利用人数を数値目標としたものです。達成状況については毎年度公表して進行管理してまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
70	その他	P38とP40でアセスメントに関して、P41とP43で研修に関して(再掲)と表記すべき項目があるのではないかと。	P38は子ども家庭相談センターのアセスメント機能の強化を、P40は子ども家庭相談センターの専門性を活かした市町への技術的援助を、また、P41は市町職員の援助技術向上のための事例研修について、P43は要保護児童対策地域協議会の機能強化のための研修を記載しており、いずれも再掲ではありませんので、原案どおりとします。
71	その他	①里親関係用語の解説 ②相談件数、通告件数の説明 ③児童養護施設等の施設名 以上について用語の説明をされたい。	解説が必要な用語については用語集を掲載します。
72	その他	今年度までの5年間における児童虐待防止計画における総括がなされていない。虐待件数が3倍になったということだが、その理由等が欠けている。 小学校からの通報が増加したということだが、それは学校歯科検診での歯科医師の指摘が増加したからではないのか。 現状分析もせず、ただ人員、機能の強化だけを主張しても、本当に効果があるのか疑問である。 また、最大の理由はDVにあると思っているが、DVについての取組が不十分である。関係部局が異なるとはいえ、予防を徹底させるなどDV対策が必要不可欠である。	児童虐待の現状については、取組状況について児童虐待相談件数の推移などの統計データにより把握するとともに国の動向や社会の情勢の変化も踏まえ課題整理を行っています。その上で、今後の5年間を見据えて、第3章で課題の全体像を示しています。 DV防止については行動目標Ⅵで柱立てをして取組を記載しており、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
73	その他	「間違えた人権の尊重」が蔓延し、自己人権、わがまま、が今の世の中を作ってしまったように思う。 そこを問題とし、私個人としては、 ○「真の愛(尊重)と夢や志を持った親」を育成する講演会。 ○親がまず自分を受容すること(心の病にならない)講演会 ○隣のゴミも私のゴミ、目の前のゴミは我が国日本(私)のゴミ活動も広めていくことを考える。 虐待防止活動なんかしなくてもいい時代になるよう、「親」に重点を絞ることが、「子ども」や「地域」「日本」に繋がると思っている。 心の病のトラップを破り、自分を受け入れられる親、自立し明るい未来にわくわくする親が増えれば、人を慈しみ愛せる子どもの育成ができ、そんな家庭が溢れれば、地域ももっと繋がりが、素敵な日本になる、と私は強く思う。	児童虐待の未然防止には、「保護者への児童虐待防止に関する学習・啓発」が大切であると考えており、その旨計画にも記載しています。 ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
74	その他	8年間の総括(組織目標も含めて)がされておらず、現状、課題の整理の記載が必要である。課題を検証し、それに対して今後5年間どのような施策が必要なのかを示すべきである。そのようなことがわかる内容に改めてほしい。 子ども家庭相談センター以外の内容は現行計画の取組と同じ内容が多く、市町や関係機関等の取組内容は今後5年間を見据えた取組を記載すべき。 個別の実施計画であるので、概要版も入れて、現状、課題、取組を整理し、各機関の連携を図示や専門用語の注釈を入れるなど、前回の計画のような県民にわかりやすい内容にしてほしい。 また、子ども家庭相談センターに重点を置くのではなく市町の体制強化や民間との協働についても同様に、前計画と同じ記載ではなくより具体的に踏み込んだ表現にされたい。	児童虐待の現状については、取組状況について児童虐待相談件数の推移などの統計データにより把握するとともに国の動向や社会の情勢の変化も踏まえ課題整理を行っています。 その上で、今後の5年間を見据えて、第3章で課題の全体像を示しています。これら課題を踏まえ、新たに計画の基本理念を掲げ、具体的施策の推進にあたっては、新たに「子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化」を記載しました。子ども家庭相談センターの機能強化を図ることで、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町はもちろん、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図ることとしています。 この計画では、市町や関係機関、民間団体、企業等とともに児童虐待防止に取り組むことが非常に大切なことであると考え、「市町との連携」や「関係機関との連携」および「民間団体との協働」について記載するとともに、新たに「第6章 計画の推進に向けて」を設け、県、市町、関係機関および県民の役割をそれぞれ明記して、県全体で児童虐待防止に取り組む姿勢を明らかにしています。 また、解説が必要な用語については用語集を掲載するとともに、県民へのわかりやすい周知について、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
75	その他	第5章において、児童虐待の未然防止における学校現場での役割を明らかにすべきである。早期発見に努めるよう研修や出前講座の実施とあるが、現実的に行えるようなカリキュラムを提示しなければ、現場には伝わらない。 児童虐待防止において民間団体との連携は不可欠である。どういった民間団体があり、それらの団体と関係機関はどのように手を結んでいけばいいのかわからない。	学校での虐待対応については、「児童虐待対応教員」を中心とした虐待通告等の対応や個別ケースの支援内容を検討する「要保護児童対策地域協議会への参加」や、日常の見守り等の「役割分担」を明記しており、原案どおりとします。 また、民間団体との連携は大切であると認識しており、「民間団体との協働」等を計画に記載し、未然防止に向けた啓発活動や、地域における子育て支援に連携して取り組むこととしています。
76	その他	数値目標が、前回とは項目などが違うので達成されているのかわかりにくい。前回の数値目標についても記載すべき。 この計画は県民向けに出されるものだと思うが、ことばの注釈がないのは不親切である。	現計画の数値目標の達成状況については、計画年度終了後に公表します。 解説が必要な用語については用語集を掲載します。
77	その他	高島事件の反省を踏まえた、二度と子どもが虐待で亡くなることがないことを願い、全国に先駆けて取り組んできた計画であり、滋賀らしさを打ち出した内容にしてほしい。 さらに、相談件数の多さ＝虐待に気づく目の多さ＝地域で見守る目の多さも大きな特徴として掲げ、県民みんなで「子どもの笑顔がいちばん！」を新計画のサブテーマ(副題)として掲げたほうがわかりやすいのではないかな。 子ども家庭相談センターの役割、責任を盛りこんだ「子ども家庭相談センターの児童虐待防止計画」に読めてしまう。センターを中心とした視点の記載では平成16年以前の体制に戻ってしまいとても違和感がある。市町、関係機関、民間団体、県民それぞれにセンターと同様の主体的な役割があるので、しっかり盛り込んでほしい。 権利擁護の観点にたって、全員総参加のもと社会全体で虐待防止に前向きに取り組むんだという内容にしてほしい。	高島市での児童虐待死亡事例を契機として、行政と民間団体が協働してオレンジリボンキャンペーンに取り組むなどして、県民の児童虐待防止に対する意識が高まったことが、児童虐待の発見につながり、本県の児童虐待相談件数の増加につながった側面のあることを記載しています。 一方で、死亡事例など重篤な児童虐待が発生するなど、本県の児童虐待の状況は依然として深刻なものであり、子ども家庭相談センターの役割に対する県民の期待は非常に大きいと県は受け止めています。 そのため、子ども家庭相談センターの機能強化を図り、センターがより専門性を発揮できるようにすることと併せて、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町や、関係機関、民間団体等との協働を深め、県全体の子ども家庭相談への対応力を向上させることが大きな課題であると考えています。 この課題解決に取り組むことが、子どもの最善の利益が守られる社会の実現につながるものと考えます。 新たに設けた「第6章 計画の推進に向けて」では、県、市町、関係機関、県民のそれぞれの役割を明記したところであり、今後、県全体で、児童虐待の総合的な施策の推進に取り組めます。
78	その他	県行政の計画ではあるが、「子どもの権利」の視点を明確にしたスローガンを掲げるなど、県民総参加のもと社会全体で虐待防止に取り組む内容にされたい。在宅・施設(障害児入所施設等も含む)・里親のもとなどで暮らす全ての子どもの健やかな育ちを支え自立を支援することは、全ての大人の責任である。その実現のために、今後5年間県が目指す内容を県民に分かりやすくするための全体的な構成(柱立て)の見直しや、現状・課題・取組が整理され視覚的に理解しやすい概要版を作成するなどの工夫をされたい。 また、施設、里親で暮らす子どもの6割が虐待を受けた子どもがいることや進学率が2割と極めて低い現状、課題等があることも書いてほしい。	本計画は、淡海子ども・若者プラン推進のための実施計画と位置付けており、同プランの柱立てと整合性を取って、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの支援の流れに沿った行動目標を掲げています。 児童虐待の現状については、取組状況について児童虐待相談件数の推移などの統計データにより把握し、加えて国の動向や社会の情勢の変化も踏まえ課題整理を行っています。その上で、今後の5年間を見据えて、第3章で課題の全体像を示しています。さらに、第4章「計画の基本理念」では「社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指す」ことを明記し、第5章以降で具体的な取組を示しています。そして、第6章で、県、市町、関係機関、県民のそれぞれの役割を示し、県全体で児童虐待防止に取り組むことを記載しています。 今後、計画内容の周知にあたっては、概要版を作成するなど、ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいりたいと考えており、原案どおりとします。 なお、ご意見を踏まえ、次のとおりデータを追記します。 【追記】 入所児童等の就職および進学率

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
79	その他	滋賀の企業はオレンジリボン活動に参加する意志が思いのほかある。 昨年展開した「滋賀の夜空にオレンジリボン」という活動での実績が示すように、参加する方法さえ明確で、声かけを厭わなければ、たくさんの企業が参加しムーブメントがおこせると確信している。たった1ヶ月のアプローチでたくさんの企業の参加があった。 企業が参加すると、その地域でのインパクトが大きく、これまでにない風が吹くと感じている。いかに企業を巻き込むかということに、アイデアを割くべきである。 滋賀は子どもを大切にする県、そういうイメージを全国の人々に持っていただきたい。そのために滋賀の民間企業を巻き込んでいきたい。	児童虐待の未然防止に向けては、市町や関係機関、民間団体および企業などと協働することが重要であると考えており、民間団体や企業等とともにオレンジリボンを活用した啓発活動に取り組むことや、子育て支援の取組を進めることを計画に記載しています。いただいたご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。
80	その他	全体的に子ども家庭相談センターに関する記載が多く、市町などの役割や課題にあまり触れられていないのが残念。 滋賀県は全国的に見ても先進的な取り組みをしてきたと思うし行政と民間団体の関係も良好、オレンジリボンキャンペーンなどのおかげで県民の意識も高いことなどを記載するのも必要だと思う。 また、虐待された子どもの多くが在宅支援であり、専門職だけではなく、これからはますます地域の方々も含めた支援が必要になると思われる。P25の「特に養育支援が必要な家庭に対する支援」をもう少し丁寧に記載してほしい。	本計画は、県計画として県の施策の方向性や具体的取組を示すもので、その観点から課題を取りまとめています。そのため、県全体の子ども家庭相談体制の充実に向けて市町と役割分担しつつ、子ども家庭相談センターが助言と後方支援を行うことが課題であると整理しています。 また、オレンジリボンキャンペーン等の取組により、県民の児童虐待防止に対する意識が高まったことが、児童虐待の発見につながり、本県の児童虐待相談件数の増加につながった側面のあることを記載しています。こういった啓発活動等での民間団体との連携は大切であると認識しており、「民間団体との協働」等を記載しています。 早期発見・早期対応や切れ目のない支援の観点から在宅支援は重要であると考え、新たに「養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数」を数値目標としました。ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。と考えており、原案どおりとします。
81	その他	予算や具体的取組の比較が少なく分かりにくい。具体的には、塾の費用だけでなく施設内でできるIT学習にもお金を遣わせて欲しい。今のIT学習の中には虐待を受けた子どもに見受けられる発達障害様の特徴を持つ子どもに適したものがあある。 予防啓発、介入、家族支援・療育、18才以降の支援の四つに分けて、課題と見通しを示せばわかりやすいように思う。 何のための計画かを明確に打ち出して欲しい。	本計画は、淡海子ども・若者プランを推進するための実施計画です。 ご意見も参考にしながら施策に取り組んでまいります。